

外国における個人情報保護に関する制度等について

◆お客様の個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該外国における個人情報の保護に関する情報は下記の通りです（なお、具体的な国名については、日程表等にてご確認ください。）。

(1) GDPR 対象国*：

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン

*EU加盟国、イギリス及び欧州経済領域（EEA）の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインでは、域内の個人データ保護を目的として「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）」を定め、個人データやプライバシーの保護に関して厳格に規定しており、日本の個人情報保護委員会は個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準があると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等として指定しています。

（参考：<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>）

(2) 欧州委員会が十分な個人データ保護水準を有していると認めている国・地域*：

アルゼンチン、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、イギリス、ガーンジー、ジャージー、マン島、カナダ、韓国、スイス、フェロー諸島、スイス、日本

*GDPR 第 45 条に基づき、欧州委員会より「充分性の認定」を取得している国・地域

（参考：<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>）

(3) APEC の CBPR（Cross-Border Privacy Rules：越境プライバシールール）システムの加盟国・地域*：

米国、メキシコ、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、フィリピン、日本

*APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有しています。

（参考：https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/）

(4) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に全て対応している国：

中国

*OECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則の 8 原則を基本原則として定めています。

◆お客様の個人情報を提供する第三者が上記(1)~(4)の外国にある場合の当該第三者は全て OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報の保護のための措置を講じています。またお客様の個人情報を提供する第三者が上記(1)~(4)以外の国または地域にある場合の当該第三者については、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に則った取扱いをする

ことを定めた契約書を交わした上で、お客様の個人情報の漏洩などがないよう、適切な管理を実施させています。

◆上記の他、特定の国または地域における個人情報に関する制度について、日本の個人情報保護委員会による調査報告が、当該委員会ホームページに掲載されております。

(参考：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)